

6| 省略

7| 第三項又は第五項の規定は、連結確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を特殊関係株主等である連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が保存している場合に限り、適用する。

8| 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人が第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社¹⁾に該当し、かつ、当該特殊関係株主等である連結法人が同条第一項各号に掲げる連結法人に該当する場合には、第一項及び第四項の規定は、適用しない。

9| 特殊関係株主等である連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律²⁾第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別³⁾の者とみなして、この条（第三項及び第七項を除く。）から第六十八条の九十三の五までの規定を適用する。

10| 省略

第六十八条の九十三の三 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該特定外国法人の個別課税対象金額に⁴⁾対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該特定外国法人の個別部分課税対象金額に⁵⁾対応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）

として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（特定外国法人の個別

5| 同上

6| 第三項又は第四項の規定は、連結確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を特殊関係株主等である連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が保存している場合に限り、適用する。

7| 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人が第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社¹⁾に該当し、かつ、当該特殊関係株主等である連結法人が同条第一項各号に掲げる連結法人に該当する場合には、第一項の規定は、適用しない。

8| 特殊関係株主等である連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律²⁾第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別³⁾の者とみなして、この条（第三項、第四項及び第六項を除く。）から第六十八条の九十三の五までの規定を適用する。

9| 同上

第六十八条の九十三の三 特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該特定外国法人の個別課税対象金額に⁴⁾対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第八項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（特定外国法人の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）又は第六十六条の九の三第一項（特定外国法人の課税対象金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の

課税対象金額等に係る外国税額の控除）又は第六十六条の九の三第一項（特定外国法人の課税対象金額等に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

2 特殊関係株主等である内国法人が、各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において、当該内国法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人の同項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該特定外国法人の同条第四項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外国法人の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国法人の当該課税対象金額又は当該部分課税対象金額は前項に規定する特定外国法人の個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額と、同条第一項に規定する特定外国法人の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項の規定の適用に係る特定外国法人の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第四項の規定の適用に係る特定外国法人の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九十三の四 特殊関係株主等である連結法人が外国法人（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下この条において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2 特殊関係株主等である連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法

額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

2 特殊関係株主等である内国法人が各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において当該内国法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人の同項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外国法人の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国法人の当該課税対象金額は前項に規定する特定外国法人の個別課税対象金額と、同条第一項に規定する特定外国法人の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用に係る特定外国法人の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九十三の四 特殊関係株主等である連結法人が当該連結法人に係る特定外国法人（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2 特殊関係株主等である連結法人が当該連結法人に係る特定外国法人から受ける

人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。」がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の第二項の規定の適用については、同項中「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。」がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。」とする。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3| 特殊関係株主等である連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4| 前三項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、特殊関係株主等である連結法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結事業年度において第六十八条の九十三の二第一項又は第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第四項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び第十項において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、特殊関係株主等である連結法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この号及び次項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十三の二第一項又は第四項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する

剰余金の配当等の額（人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の第二項の規定の適用については、同項中「以下この項及び次項において「剰余金の配当等の額」という。」がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において「剰余金の配当等の額」という。」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3| 前二項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 特定外国法人に係る個別課税対象金額で特殊関係株主等である連結法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結事業年度において第六十八条の九十三の二第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 特定外国法人に係る個別課税対象金額で特殊関係株主等である連結法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この号及び次項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十三の二第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国法人の直接保有

る当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各連結事業年度において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別課税済金額」という。）

5| 特殊関係株主等である連結法人が第一項から第三項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済金額（第六十六条の九の四第四項第二号に規定する課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなす。

6| 第六十八条の九第十二第六項、第七項、第十四項及び第十五項の規定は、第一項から第三項まで及び第四項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九第十二第六項	連結法人が適格合併	第六十八条の九十三の第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合併
	により被合併法人	により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人

の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各連結事業年度において当該特定外国法人から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別課税済金額」という。）

4| 特殊関係株主等である連結法人が当該連結法人に係る特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済金額（第六十六条の九の四第三項第二号に規定する課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなす。

5| 第六十八条の九第十二第五項から第八項までの規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九第十二第五項	連結法人が適格合併	第六十八条の九十三の第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合併
	により被合併法人	により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人

第六十八条の九 十二第六項第一 号	又は課税済金額	第四項	第六十八条の九十三の四第 四項
		個別課税済金額とみなす	個別課税済金額（同項第二 号に規定する個別課税済金 額をいう。以下第十四項ま でにおいて同じ。）とみな す
第六十八条の九 十二第六項第二 号	第六十六条の六第一項	前項又は第六十六条の八第 六項	第六十八条の九十三の四第 六項において準用する前項 又は第六十六条の九の四第 六項において準用する第六 十六条の八第六項
		第四項の	第六十八条の九十三の四第 四項の
		前項の	同条第六項において準用す る前項の
		同条第六項	第六十六条の九の四第六項 において準用する第六十六

第六十八条の九 第十二項第一 号	又は課税済金額		特定外国子会社等の直接保 有の株式等の数の		同条第一項に規定する特定 外国法人（以下この項にお いて「特定外国法人」とい う。）の第六十六条の八第 三項第一号に規定する直接 保有の株式等の数（以下こ の項において「直接保有の 株式等の数」という。）の
			第三項	第六十八条の九十三の四第 三項	
			個別課税済金額とみなす	個別課税済金額（同項第二 号に規定する個別課税済金 額をいう。以下第八項まで において同じ。）とみなす	
				又は課税済金額（第六十六 条の九の四第三項第二号に 規定する課税済金額をいう 。以下第八項までにおいて 同じ。）	
第六十八条の九 第十二項第二 号及び第三号	特定外国子会社等	第六十六条の六第一項	特定外国子会社等		特定外国法人
			第六十六条の九の二第一項	第六十六条の九の二第一項	
			前項又は第六十六条の八第 五項	第六十八条の九十三の四第 五項において準用する前項 又は第六十六条の九の四第 五項において準用する第六 十六条の八第五項	
			第六十八条の九 第十二第六項	第六十八条の九十三の四第 五項	
第六十八条の九 第十二第六項	前項又は第六十六 条の八第五項				

第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第一項から第三項まで及び 第八項から第十項まで	同条第四項第二号	第六十六條の九の四第四項 第二号	条の八第六項
第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第一項から第三項まで及び 第八項から第十項までの規定	前項	同条第六項において準用する 前項	第六十八條の九十三の四第四 項から第三項までの規定
第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第一項から第三項まで及び 第八項から第十項までの規定	前項	同条第六項において準用する 前項	第六十八條の九十三の四第四 項から第三項までの規定

7| 特殊関係株主等である連結法人が外国法人（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

8| 特殊関係株主等である連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法

第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第一項及び第二項の規定の 第一項及び第二項の規定の 第一項及び第二項の規定の	同条第三項第二号	同条第五項	前項の 同条第五項において準用する 前項の	第三項の 第六十八條の九十三の四第四 項の
第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第一項及び第二項の規定の 第一項及び第二項の規定の 第一項及び第二項の規定の	同条第三項第二号	同条第五項	前項の 同条第五項において準用する 前項の	第三項の 第六十八條の九十三の四第四 項の
第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第六十八條の九 第十二項	第一項及び第二項の規定の 第一項及び第二項の規定の 第一項及び第二項の規定の	同条第三項第二号	同条第五項	前項の 同条第五項において準用する 前項の	第三項の 第六十八條の九十三の四第四 項の

人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。」がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。」がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。」とする。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

9] 特殊関係株主等である連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第三項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

10] 前三項に規定する間接特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。

一 特殊関係株主等である連結法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結法人の連結事業年度（以下この項において「配当連結事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度（以下この号において「前二年以内の各連結事業年度等」という。）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日から配当連結事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十八条の九十三の二第一項若しくは第四項又は第十六条の九の二第二項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額

として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十六條の九の四第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

二 次に掲げる金額の合計額

イ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度において第六十八條の九十三の二第一項又は第四項の規定により配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六條の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

ロ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度（以下この号及び次項において「前二年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八條の九十三の二第一項又は第四項の規定により前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別間接課税済金額」という。）

11| 特殊関係株主等である連結法人が第七項から第九項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る間接課税済金額（第六十六條の九の四第十項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その間接課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額とみなす。

12| 第六十八條の九十二第六項、第七項、第十四項及び第十五項の規定は、第七項

から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九 第十二項	連結法人が適格合併	第六十八条の九十三の第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合併
により被合併法人	により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人	
直接保有の株式等の数の	第六十六條の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の	
第四項	第六十八條の九十三の第四第十項	
前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額	前二年以内の各連結事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等をいう。次項において	

		第六十八條の九 第十二第六項第一 号				第六十八條の九 第十二第六項第二		
	合併等前十年内事業年度	合併等前二年内事業年度		前十年以内	前二年内	分割等前十年内事業年度		分割等前二年内事業年度
	個別課税済金額又は課税済金額	個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等（第六十六條の九の四第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）若しくは間接課税済金額（同条第十項第二号に規定する間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）		個別課税済金額又は課税済金額	個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等（第六十六條の九の四第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）若しくは間接課税済金額（同条第十項第二号に規定する間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）			

号									
第六十八條の九 第十二項									
前十年以内	個別課税済金額又は課税済金額	直接保有の株式等の数	第六十六條の六第一項	前項又は第六十六條の八第六項	第四項の	分割等前十年内事業年度の個別課税済金額	前項の	前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額	同条第六項
前二年以内	個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額	間接保有の株式等の数	第六十六條の九の二第一項	第六十八條の九十三の四第十二項において準用する前項又は第六十六條の九の四第十二項において準用する第六十六條の八第六項	第六十八條の九十三の四第十項の	分割等前二年内事業年度の個別間接配当等又は個別間接課税済金額	同条第十二項において準用する前項の	前二年以内の各連結事業年度の個別間接配当等又は前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額	第六十六條の九の四第十二

第六十八條の九 第十二項 第六十八條の九 第十二項第十五項	前十年以内の各事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各事業年度の課税済金額			項において準用する第六十六條の八第六項		
	第一項から第三項まで及び第八項から第十項まで			前二年以内の各事業年度等（第六十六條の九の四第十項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等		
	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の			の間接配当等又は前二年以内の各事業年度（第六十六條の九の四第十項第二号に規定する前二年以内の各事業年度をいう。）の間接課税済金額		
	前項			第六十八條の九十三の四第七項から第九項までの規定の		
第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を		同条第七項から第九項までの規定を		同条第十二項において準用する前項		

13| 第一項若しくは第三項又は第七項若しくは第九項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「損金算入」とあるのは、「損金算入」又は租税特別措置法第六十八條の九十三の四（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、

6| 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「損金算入」とあるのは、「損金算入」又は租税特別措置法第六十八條の九十三の四（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、連結利益積立金額の計算に關し必要な事項

連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

14| 第二項前段又は第八項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「配当等の益金不算入」とあるのは、「配当等の益金不算入」（租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項前段又は第八項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

は、政令で定める。

7| 第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）

第六十八条の九十六の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額のうちに特定地域雇用会社（地域再生法第十四条第一項に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する当該特定地域雇用会社を行う同法第五条第三項第二号に規定する事業に充てられることが確実である寄附金として政令で定める寄附金（同法第十四条第三項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限る。）の額がある場合における法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「寄附金及び特定地域雇用会社（租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する同法第六十八条の九十六の二第一項に規定する寄附金の額があるときは、これらの寄附金」とする。

2| 前項に規定する場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額のうちに前条第一項に規定する認定特定非営利活動法人に対する同項の寄附金の額があるときは、法人税法第八十一条の六の規定の適用については、同項及び前項の規定にかかわらず、同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「寄附金並びに認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前項に規定する寄附金に該当するものを除く。）及び特定地域雇用会社（租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特

(中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十八条の九十八 法人税法第八十一条の三十一第一項の規定は、連結親法人(次に掲げるものを除く。)(平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの(当該連結事業年度終了の時ににおいて同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。)(又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。))

二 省略

2 省略

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第六十八条の百二 省略

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が転廃業助成金等の交付を受けた場合において、当該転廃業助成金等の金額のうちその営む事業の廃止又は転換を助成するための費用として政令で定めるものに対応する部分(以下この条において「転廃業助成金」という。)(金額の全部又は一部に相当する金額をもつて当該交付を受けた日を含む連結事業年度において固定資産の取得(所有権移転外リース取引による取得を除き、建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)(又は改良をし、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金の金額に相当する金額(以下この項において「圧縮限度額」という。)(の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人若しくはその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰

定地域雇用会社をいう。)(に対する租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項に規定する寄附金の額があるときは、これらの寄附金」とする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十八条の九十八 法人税法第八十一条の三十一第一項の規定は、連結親法人(次に掲げるものを除く。)(平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。))

二 同上

2 同上

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第六十八条の百二 同上

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が転廃業助成金等の交付を受けた場合において、当該転廃業助成金等の金額のうちその営む事業の廃止又は転換を助成するための費用として政令で定めるものに対応する部分(以下この条において「転廃業助成金」という。)(金額の全部又は一部に相当する金額をもつて当該交付を受けた日を含む連結事業年度において固定資産の取得(所有権移転外リース取引による取得を除き、建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)(又は改良をし、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金の金額に相当する金額(以下この項において「圧縮限度額」という。)(の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰

余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が、転廃業助成金等の交付を受け、その交付を受けた日を含む連結事業年度において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分割等」という。）を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの期間内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額（その期間内に交付を受けたものに限り。）をもつて固定資産の取得又は改良をし、その固定資産を当該適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときは、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額をした金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が、転廃業助成金等の交付を受けた場合において、その交付を受けた日を含む連結事業年度終了の日の翌日から当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。以下この項及び第七項第二号において「指定期間」という。）内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額（当該交付を受けた日を含む連結事業年度において当該金額の一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合には、当該取得又は改良に充てられた金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるとき（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に当該転廃業助成金の金額の全部又は一部をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該転廃業助成金のうち固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額を当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該交付を受けた日を含む連結事業年度に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積

の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が、転廃業助成金等の交付を受け、その交付を受けた日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額（その期間内に交付を受けたものに限り。）をもつて固定資産の取得又は改良をし、その固定資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）に移転するときは、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額をした金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が、転廃業助成金等の交付を受けた場合において、その交付を受けた日を含む連結事業年度終了の日の翌日から当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。以下この項及び第七項において「指定期間」という。）内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額（当該交付を受けた日を含む連結事業年度において当該金額の一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合には、当該取得又は改良に充てられた金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるとき（当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に当該転廃業助成金の金額の全部又は一部をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該転廃業助成金のうち固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額を当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該交付を受けた日を含む連結事業年度に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金と

立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

四 合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む連結事業年度における当該合併に係る被合併法人である連結法人

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が、転廃業助成金等の交付を受け、かつ、その交付を受けた日を含む連結事業年度において適格分割又は適格現物出資を行う場合において、当該適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人において当該適格分割又は適格現物出資の日から当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間(工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間)内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときは、当該転廃業助成金の金額のうち当該分割承継法人又は被現物出資法人において固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額の範囲内で第四項の特別勘定に相当するもの(以下この条において「期中特別勘定」という。)を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(以下この項及び第十二項において「連結親法人事業年度開始の日」という。))である場合の当該適格合併に限る。)、適格分割又は適格現物出資を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併、適格分割又は適格現物出資の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

して積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度 当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度 その解散した連結子法人

三 合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む連結事業年度 当該合併に係る被合併法人である連結法人

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である廃止業者等が、転廃業助成金等の交付を受け、かつ、その交付を受けた日を含む連結事業年度において適格分社型分割等を行う場合において、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において当該適格分社型分割等の日から当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間(工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間)内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときは、当該転廃業助成金の金額のうち当該分割承継法人等において固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額の範囲内で第四項の特別勘定に相当するもの(以下この条において「期中特別勘定」という。)を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日(以下この項及び第十二項において「連結親法人事業年度開始の日」という。))である場合の当該適格合併に限る。)、適格分割(適格分型分割)にあつては、その適格分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分型分割に限る。)、適格現物出資又は適格事後設立(以下この条において「適格合併等」という。)を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等

一 省略

二 適格分割又は適格現物出資 当該適格分割又は適格現物出資の直前において有する第四項の特別勘定の金額のうち当該適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人が指定期間の末日までに当該特別勘定に係る転廃業助成金の金額をもつて固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合における当該取得又は改良に充てようとする特別勘定の金額及び当該適格分割又は適格現物出資に際して設けた期中特別勘定の金額

8 前項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十七条の四第四項の特別勘定を含む。以下この項において同じ。）及び期中特別勘定の双方を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合を除き、前項の連結親法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に当該適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

9 第七項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第四項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第六十七条の四第四項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

10 省略

11 第三項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十七条の四第四項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分割等を行う場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適格分割等の日を含む連結事業年度の指定期間内に転廃業助成

に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一同上

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割直前において有する第四項の特別勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人が指定期間の末日までに当該特別勘定に係る転廃業助成金の金額をもつて固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合における当該取得又は改良に充てようとする特別勘定の金額

三 適格分社型分割等 当該適格分社型分割等の直前において有する第四項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が指定期間の末日までに当該特別勘定に係る転廃業助成金の金額をもつて固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合における当該取得又は改良に充てようとする特別勘定の金額及び当該適格分社型分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

8 前項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十七条の四第四項の特別勘定を含む。以下この項において同じ。）及び期中特別勘定の双方を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合を除き、前項の連結親法人が適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に当該適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

9 第七項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が第四項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第六十七条の四第四項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

10 同上

11 第三項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十七条の四第四項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適格分社型分割等の日を含む連結事業年度の指定期間内

金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をし、当該適格分割等によりその固定資産を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときについて準用する。この場合において、第三項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

12 第四項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十七条の四第四項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第七項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第五号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 三 省 略

四 指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）において、その解散した連結親法人又は当該連結子法人が第四項の特別勘定の金額を有しているとき。 当該特別勘定の金額

五 省 略

13 14 省 略

15 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により第二項又は第三項の規定の適用を受けた固定資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十七条の四第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は同条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた固定資産を含む。）の移転を受けた当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が当該固定資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人において当該固定資産の取得価額に算入されなかった金額は、当該固定資産の取得価額に算入しない。

16 17 省 略

に転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をし、当該適格分社型分割等によりその固定資産を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、第三項中「当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

12 第四項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十七条の四第四項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第七項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第五号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 三 同 上

四 指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）において、その解散した連結親法人又は当該連結子法人が第四項の特別勘定の金額を有しているとき。 当該特別勘定の金額

五 同 上

13 14 同 上

15 適格合併等により第二項又は第三項の規定の適用を受けた固定資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第六十七条の四第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は同条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた固定資産を含む。）の移転を受けた当該適格合併等に係る合併法人等が当該固定資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人において当該固定資産の取得価額に算入されなかった金額は、当該固定資産の取得価額に算入しない。

16 17 同 上

18 第三項の規定は、同項の連結親法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。同項の規定を第十一項の規定により読み替えて適用する場合についても、同様とする。

19 第六項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

20 省 略

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百二の二 中小連結親法人(第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。)又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの(その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。)

(を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円(当該中小連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

215 省 略

18 第三項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。同項の規定を第十一項の規定により読み替えて適用する場合についても、同様とする。

19 第六項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

20 同 上

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百二の二 中小連結親法人(第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。)又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの(その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。)

(を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円(当該中小連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

215 同 上

(損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十八條の百四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で保険業法第三條第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの各連結事業年度(法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。)において特別利子(第六十七條の七第一項に規定する特別利子という。)がある場合における法人税法第八十一條の四第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七條の七第一項(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子」とする。

2 省 略

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)

第六十八條の百九の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株(これらの法人が有していた株式(出資を含む。以下この条において同じ。)をいう。)を発行した内国法人の合併(適格合併に該当しないものに限る。)により合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式を除く。第三項において「発行済株式等」という。)の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽減課税外国法人(第六十八條の二の三第五項第一号に規定する特定軽減課税外国法人をいう。以下この条において同じ。)の株式に該当するときは、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一條の二第二項及び第十六項の規定は、適用しない。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株(これらの法人が有していた株式をいう。)を発行した内国法人の行った特定分割型分割(法人税法第十二條の九イに規定する分割対価資産として分割承継法人に係る特定外国親法人(同法第六十一條の二第四項に規定する親法人で特定軽減課税外国法人に該当するものをいう。以下この項において同じ。)の株式以外の資産が交付されなかった分割型分割(第六十八條の二の三第二項第一号に規定する分割で、適格分割型分割に該当しないものに限る。)をいう。)により分割承継法人に係る特定外国親法人の株式の交付を受けた場合における同法の規定の適用については、同法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個

(損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十八條の百四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で保険業法第三條第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの各連結事業年度(法人税法第十五條の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度が平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。)において特別利子(第六十七條の七第一項に規定する特別利子という。)がある場合における法人税法第八十一條の四第三項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七條の七第一項(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子」とする。

2 同 上

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)

第六十八條の百九の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株(これらの法人が有していた株式(出資を含む。以下この条において同じ。)をいう。)を発行した内国法人の合併(適格合併に該当しないものに限る。)により合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式を除く。第三項において「発行済株式等」という。)の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽減課税外国法人(第六十八條の二の三第五項第一号に規定する特定軽減課税外国法人をいう。以下この条において同じ。)の株式に該当するときは、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一條の二第二項の規定は、適用しない。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧株(これらの法人が有していた株式をいう。)を発行した内国法人の行った特定分割型分割(分割法人の株主等に分割承継法人に係る特定外国親法人(法人税法第六十一條の二第四項に規定する親法人で特定軽減課税外国法人に該当するものをいう。以下この項において同じ。)の株式以外の資産(当該株主等に対する同法第四項に規定する剰余金の配当等として交付された同項に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。)が交付されなかった分割型分割(第六十八條の二の三第二項第一号に規定する分割で、適格分割型分割に該当しないものに限る。)をいう。)により分割承継法人に係る特定外国親法人の株式の交付を受け